## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 `;																			[1,	/2]
令和	1 年	月	Ħ	申	住所 (法/ 本 主た	又 に 大 の 吉 る 事	場 合 又 事. 務	所 ) は	(〒 <b>73</b> ) (法人の <b>広島</b> 市	り場合の	)み公妻	長されま			(電話	番号	090	) _	374	<del>1</del> 5 –	- 347	79 )
	清					リ カ 税	<i>i</i> + )		(〒 <b>73</b> 広島市				5番2	_	(雷託	<b>悉</b> 号	nar	· -	37/	15 –	- 347	79 )
	Ī				(フリガナ) 氏名又は名称			⊗	マIダ ミル ⊗ 前田 実							(電話番号 090 - 3745 - 34						<u> </u>
				者	( 法 )		がまり 場合															
	広島西	_ 税務	署長殿		代 表 法			名 号										<u> </u>				
公表 1 2 な	されま 申請者 法人(よ	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等を ほか、	事項 ( <b>②</b> を除く。 登録表し	) にま 号及て	かって <i>に</i> ド登録年	ま、オ F月 E	k店又 iが公	は主7 表され	たる! れまっ	事務所	の所	在地								ージで
(	平成28 ※ 当	3年法律 該申請	津第15 青書は	号) 、所	求書発 第 5 条 得税法 日以前	の規定	堂によ −部をi	る改 改正	正後する	の消 法律	費税	法第	57条	Ø 2	第 2	項の	規定	IC J	とり 1	申請	しまっ	す。
					期間の言和 5 年1							場合に	は令利	15年	6月	30 ⊨	1)ま	でに	Z Z (	の申記	青書を	2提出
事	業	者	区	分	※ 次葉	三 「登録	を提出する ・表要件の ・認」欄も	✓	課利」欄を	<b>说事</b> 記載	業者 して (	くださり	い。ま	:た、1	□ 免税事	免租業者	说事! に該旨	<b>業者</b> 当する	場合			
判定 合は この なか	により 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事第 年6月3 全提出つそ と は、その	き者とた 0日) ま ることを を困難な	なる場 まででき な事情																		
税	理	士	署	名	T14 TIT		長谷	川会	計						(電話	番号	082	<u> </u>	27	'2 –	- 586	S8 )
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年	月日			年	月	F		信	年	月	•	目言		
3署処理		処理番号	_	年	月	月	番号確認				/元 電認	□ 済 □ 未		確認 書類	個人者		ード/ji	<sub></sub> カプー	- k • ∃	運転免討	千証 ) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

													氏	名 又	は名	称	前田	実							
	Ē	该当~	する!	事業	者の	り区	分に	こ応	じ、		にレ	印を	付し	記載	してく	くださ	žΛ,°								
免税		(平	成2	8年	去律	津第	15 -	号)	附	則第	<b>育44</b>	条第	4項	の規	を 受 。 定 周 用	適用	を受	:け。	よう	٤.	する	事	業者	する	法律
		個			番		号						1				1							_	_
事	個 人 番 号														_	_	_								
業		事業		年 月) フ													法人のみ	事	業	年	度	自 <u></u> 至		  	E E
者		内		月日								年		月	E	3	記載			<del></del>	金	王.			円 円
<b>し</b> の		容等	事	 業	:	内	容	+																	
		·	7		•	1 1	111											1 1	果 ラ	税	期	間	<u>の</u>	初	日
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け																								
認															Ħ										
登	-	课税	事業:	 者で	す。																				
録	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ													ヽえ											
要		の確 い。	[認]	欄の	レハー	ずれ:	かの	事	業者	に該	当す	る場	合は、	ΓŊ	: [ハ]	を選打	₹して	くだ	さ						
件の	ì											せら			はあり	) まも	±ん。				✓	はい		いい	ヽえ
確			+1. <-	2 114	, ,	·		+1.	·		1 7 -					<u> </u>	F 2 0			<u> </u>					
認		その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。													ヽえ										
参																									
考																									
事																									
— — 項																									
- F.																									